

5. みどりの分析と評価

5. みどりの分析と評価

5.1 調査結果の分析と評価

5.1.1 緑被地調査

令和3年度調査では区内の緑被地面積は469.59ha、緑被率は22.62%であった。平成28年度と令和3年度調査の比較では、緑被地面積17.33ha、緑被率0.84ポイントの増加であった。

平成28年度から令和3年度では、環状2号線の整備をはじめとして、東京オリンピック・パラリンピック関連工事、開発事業等が実施されており、緑被地の変化の主な要因となっている。また、過去の開発事業等で整備された緑地においても、樹木の生長による緑被地の増加も確認されている。その結果、区全体の緑被地面積は増加し、特に樹木被覆地の増加が大きくなっている。

地域別では全ての地域の緑被率が増加しており、最も増加が大きい地域は緑被率が比較的低い芝地区であった。芝地区では大規模施設の建替えや開発事業等が多数実施されており、平成28年度調査時は工事中であった箇所、新たにまとまった樹木地や屋上緑地が整備されたことで、緑被率が向上している。

2番目に緑被率の増加が大きい麻布地区では、市街地再開発事業による緑被地の減少がみられるものの、六本木ヒルズ等の既存施設内緑地、建替え等による建築に伴う新規緑地整備により、樹木被覆地や屋上緑地面積は増加している。

都市構造区分のうち商業施設と事務所については、面積が5,000㎡以上で緑被率が25%以上のものをA、それ以外をBとして緑被率を集計している。そのため商業施設Aの緑被率は48.74%、事務所Aの緑被率は34.70%と非常に高くなっている。また、緑被地の内訳としては多くを樹木被覆地が占めており、区内の重要なまとまったみどりとなっている。港区の緑化計画書制度では、屋上緑地や壁面緑化の建築物上の緑化の義務化はなく、地上部緑化を優先して整備する仕組みとなっており、面積規模の大きい開発事業を通じて、新たな樹木被覆地や草地在整備されている。一方、商業施設Bの屋上緑地率は比較的高く、面積規模が小さく地上部での緑地確保が難しい場合は、屋上緑地等の建築物上の緑地が多くなっていることが分かる。

港区のみどりの骨格となる大規模な緑地は、赤坂御用地、青山霊園、有栖川宮記念公園、自然教育園等であり、これらの公共用地の緑被地は全体の約6割を占める。公共用地のみどりは民有地より担保性が高く、自然度も高いため貴重なみどりとなっている。

5.1.2 樹林調査

区内の樹林は、平成28年度調査から46か所増加したが、面積は0.50haの減少であった。0.5ha未満の小規模な樹林は増加しているが、0.5ha以上の箇所数は減少している。

樹林調査では、樹木被覆地が200㎡以上のものを調査対象としている。施設の建替え

等により樹木を伐採することで樹林が消失する場合と、剪定によって樹冠のつながりが分断し、調査対象とならない、または面積規模が小さくなる場合がある。赤坂地区では、都営青山北町アパートの樹木が工事のため伐採されたことで消失しており、青山霊園では樹木は存在するが、樹冠のつながりが分断し面積規模が小さくなっていることで面積等が減少している。

また、敷地規模の大きい開発事業等では、工事によって樹林が消失する場合もあるが、新たに樹林規模の緑地が整備され樹林箇所が増加も確認されている。さらに、開発事業で整備された樹林も、樹木の生長によって面積が拡大するものもある。

区内には、赤坂御用地、自然教育園、旧芝離宮恩賜庭園、有栖川宮記念公園等の歴史的にも古い樹林とともに、新たに整備された樹林も数多く存在している。港区緑化計画書制度では、生物多様性緑化ガイドに基づき、周辺の緑地とのつながりや生きものが生息できる手法を取り入れた緑化を誘導しており、開発事業等で整備された樹林も生物多様性に配慮したものが多くなっている。

5.1.3 斜面緑地調査

斜面地上の樹林は、平成 28 年度調査から 23 か所減少し 458 か所、面積は 0.19ha 増加の 80.81ha であった。区内の斜面地は複雑に入り組んで広く分布しており、多くの公園、公共施設、民間施設の敷地内に斜面地が存在している。公園や敷地規模の大きい施設の斜面地には、比較的多くの斜面緑地があり、湧水の自然湧出箇所も見られる。

区全体の樹林は、箇所数は増加し面積は減少しており、斜面地上の樹林では箇所数は減少、面積は増加している。斜面地内の樹林の減少箇所がみられるものの、樹木の生長によって樹冠がつながり、箇所数としては減少したが面積は増加したものが多いと考えられる。

5.1.4 屋上緑地調査及び壁面緑化調査

平成 28 年度調査と比較して屋上緑地は 1,301 か所、44,884.3 m²増加し、壁面緑化は 47 か所、5,072 m²の増加であった。港区緑化計画書制度では、地上部緑化のみで基準緑化面積が確保できない場合は、建築物上の屋上・壁面緑化も認めている。屋上緑地面積は芝地区、麻布地区が大きく、壁面緑化面積は特に芝地区が大きい。芝地区は比較的敷地規模の小さい商業・業務地が多く、緑被率は 2 番目に低い地区であるが、地上部緑化の代わりに建築物上の緑化整備が多いと考えられる。特に壁面緑化では面積規模の大きいものが確認されている。

5.1.5 緑化指導実績調査

港区では緑化指導によって多くの緑地が整備されているが、近年の緑化指導件数は減少傾向である。制度が実施された昭和 54 年から令和 2 年度までの緑化計画面積の累計

は約 260ha となっている。

過去 5 年間の完了を確認した緑化計画は 325 件あり、計画緑化率の平均は 21.31%、緑被率は 19.70%であった。

港区みどりの街づくり賞は、緑化計画書の完了届が提出された物件を主な対象とし、選定基準に基づき受賞物件を選定している。みどりの街づくり賞を受賞した物件の緑被率は比較的高いものが多い。

5.1.6 エコロジカルネットワーク形成の効果の検証調査

令和 3 年度調査では、自然教育園から半径 500m 以内の区域と赤坂一丁目・二丁目区域を調査対象区域として、平成 23 年度、平成 28 年度、令和 3 年度の緑被データを比較し、エコロジカルネットワーク形成効果の検証を行った。

自然教育園から半径 500m 以内の区域では、「拠点」となる樹林面積が減少した箇所があるものの、「点在する緑」としての樹林の箇所数は増加しており、自然教育園から 100 m ほどの「拠点」と「点在する緑」としての樹林の箇所数の変化においても、平成 23 年度から 10 年間に大きな変化は見られず、「拠点」となる 200 m²以上の樹林も 10 か所程度存在していることから、エコロジカルネットワークが維持されていることが分かる。

赤坂一丁目・二丁目の区域では、アメリカ大使館近辺では新たな公開空地が整備され、公開空地等の緑地が飛び石状に点在しており、小型の鳥類のエコロジカルネットワークの形成に寄与しているが、アメリカ大使館から離れたところでは建替えによる緑地の減少とともに、「点在する緑」としての樹林が存在しない区域の状況には変化がないことから、エコロジカルネットワーク形成はあまり進んでいない。

5.2 みどりの課題

① 港区のみどりの特徴である骨格となるみどり

港区には赤坂御用地、自然教育園をはじめとした歴史ある供給地となる大規模なみどりが存在し、緑被率では樹木被覆率が高いことが特徴的である。赤坂御用地や大使館は一般には立ち入ることはできないが、重要なみどりとなっている。令和3年度調査で第10次となるみどりの実態調査の変化をみても、供給地となるみどりは変化することなく絶対的な存在として、港区のみどりの骨格であり、特徴となるみどりとなっていることが分かる。

骨格となるみどりは、都市の熱環境の緩和、生物多様性の保全、水循環の適正化等の環境に関する役割、歴史や風土を伝える役割などを担っており、骨格となるみどりを取り巻く様々なみどりと連携し、港区のみどりの特徴を活かすことが重要である。

② みどりによる魅力あるまちづくり

港区は開発事業やまちづくり事業を通じて多くのみどりが整備されてきており、平成28年1月には生物多様性緑化ガイドを策定し、生物多様性の確保による質の高いみどりを誘導することで、緑被率の向上とともにエコロジカルネットワークの形成を図っている。

近年、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるグリーンインフラの取組が進められている。港区が推進する生物多様性に配慮した緑化の誘導、健全な水循環を保全するための雨水流出抑制施設の設置や地下水涵養域の確保は、グリーンインフラの取組の一つといえる。みどりの保全と緑化の推進による量的なみどりの確保は重要であり、今後もみどりを増やしていくことは必要であるが、持続可能な魅力あるまちづくりの実現のためには、みどりと水の多様な機能を活かす視点も必要となっている。

また、公園緑地や公開空地のみどりは、区内在住者、在勤者、在学者等の身近なみどりとして、都市生活での健康増進や気分転換の場、コミュニティ形成や地域貢献の場として活用されている。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の定着により、身近にあるみどりが注目されている。今後もまちづくり事業や開発事業等に伴う緑地面積の増加が期待されるが、多様な生活様式やニーズに対応したみどりが必要である。

③ みどりのネットワークの形成

エコロジカルネットワーク形成では、点在する緑地の増加によりネットワーク性が向上していることが分かった。樹林等のみどりがつながることで生物多様性は確保されるが、人の生活においてもみどりのネットワーク形成は重要である。

高齢化の進展や健康志向の高まりによるウォーキングやジョギング等の健康増進の

推進、都市の魅力向上のためのウォークブルなまちなかの形成の推進等により、安全で快適な歩行空間が必要となっている。特に夏期の高温下では、街路樹の緑陰や蒸発散作用は熱環境の緩和効果が大きく、歩行者の健康被害を防ぐ役割がある。また季節ごとの街路樹の変化は、歩く楽しみが増えるとともに、街並みの景観が向上する効果もある。また、防災面においても、延焼遮断効果によって防災性の向上に役立っている。

みどりのネットワーク形成は、街路樹だけではなく、公園や社寺の樹林、学校等の公共施設の接道緑化、公開空地などの多様なみどりを連続してつなぐことで形成されるものである。エコロジカルネットワークの形成を図り、みどりの機能を効果的に発揮するためにも、多様なみどりによるネットワーク形成が必要である。